

板野東部消防組合特定事業主行動計画

I 総 論

1 目 的

- 子どもが健やかに生まれ、育つこと（少子化対策）を目的とした「次世代育成支援対策推進法」制定
- 地方公共団体（事業主）は職員の仕事と子育ての両立を支援するため「特定事業主行動計画」の策定・公表義務
- 本計画に基づき、消防組合は、組織的・計画的に「職員の子育て支援策」を実施

2 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

3 対象職員

板野東部消防組合の一般職の常勤職員

4 計画の推進体制

- (1) 相談・情報提供担当課（総務課）
- (2) 計画の公表と職員周知

II 具体的な取り組み

1 職員の勤務環境に関するもの

- (1) 妊娠中及び出産後における配慮
 - 特別休暇・出産給付等母性保護制度の周知 他
- (2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進
 - 配偶者出産休暇（3日）・配偶者産休中の男性育児休暇（5日）の取得促進
- (3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等
 - 男性職員を含め、育児・部分休業制度の周知及び個別説明等による取得促進
- (4) 超過勤務の縮減
 - 小学校就学前の子のある職員の深夜勤務・時間外勤務制限制度の周知
 - 定時退庁日・期間の徹底、事務の簡素合理化、意識啓発等による縮減 他
- (5) 休暇の取得の促進
 - 各職場・月単位の取得計画表及び業務計画表の有効活用 他

2 その他の支援対策

- 子ども・子育てに関する地域貢献活動への職員の積極的参加の奨励
- 乳幼児と一緒に利用できるトイレ等の計画的設置 他